

この「お知らせ」は、令和元年9月18日付、事業主宛に送付したものを掲載しております。

### 被扶養者認定要件見直しのお知らせ

日頃より、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、健康保険の被扶養者認定の要件として、原則「日本国内に住所を有する者」となりましたが、今般、この例外となる者等を定めるとともに、被扶養者の認定に必要な届出に関する健康保険法施行規則の改正がされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、貴社従業員様等のご周知方ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご周知にあたりまして、別添のリーフレットをご活用いただくとともに、ご不明な点は当組合の適用課(☎03-3834-7213)までお問合せください。

#### 記

#### 1. 国内居住要件の例外となる者

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、  
②と同等と認められる者
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

#### 2. 健康保険法の適用を除外すべき特別の理由がある者

- ① 日本の国籍を有しない者であって、病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける活動を行う者
- ② ①の医療を受ける活動を行う者の日常の生活を世話する活動を行う者
- ③ 日本の国籍を有しない者であって、一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う者

### 3. 届出事前受理

健康保険組合は、この健康保険法施行規則の施行日前においても、本改正後の規定により国内居住要件の例外に該当する旨を記載した被扶養者異動届や本改正後の規定により被扶養者の要件を満たさなくなった者に係る被扶養者削除届の受理を行うことができる。

### 4. 施行期日

健康保険法施行規則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

※今回の改正は、令和2年4月1日施行となりますが、現在、被扶養者になっている方も改正後の要件に該当しない場合、施行日をもって届出により被扶養者から削除されます。そのため、当組合では、被扶養者資格再確認事務などを活用した被扶養者から削除される方の把握などを行う必要がありますが、厚生労働省から事務手続き等の詳細な取扱いは別途通知される予定となっておりますので、それを待って改めてお知らせいたします。

# 健康保険法等の一部を改正する法律により健康保険法が改正され

(令和元年法律第9号)

(第3条第7項)

被扶養者等の要件に『**国内に居住していること等**』が追加されました

## 改正後に被扶養者として認められるもの

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する方
- ③ 観光・保養・ボランティア活動・その他就労以外で一時的な渡航者
- ④ 被保険者が海外赴任中に当該被保険者との身分関係が生じた方
- ⑤ 上記①～④にあげられるもののほか、渡航目的・その他事情を考慮し日本国内に生活の基礎があると認められる方

日本に滞在する目的(ビザ)が次の特定活動の場合は被扶養者になれません。

- ① 病院・診療所に入院し、医療を受ける活動
- ② ①の医療を受ける活動を行うものの日常生活を世話する活動
- ③ 1年を超えない期間滞在し、観光・保養・その他これらに類似する活動

※改正省令施行に伴う事務手続き等の詳細な取り扱い、内容・例外・経過措置については別途ご案内予定です。

※改正省令は令和2年4月1日から施行されます。